

1. 審議会等の会議の公開に関する規則（案）に対する意見と町の考え方

規則（案）	意見番号	意見	町の考え方
<p>【第2条】 この規則の対象とする会議は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関及び町政に町民、有識者等の意見を反映させることを目的として要綱等により設置される協議会、委員会、懇話会等（以下「審議会等」という。）の会議とする。</p>	1	<p>住民と行政が、情報の共有を図る目的で、「附属機関」および審議会等に適用される会議公開の規定案であるが、今、問題なのはこれらの町行政が直轄する審議会等ではなく、町が株の大半を持つ企業の株主総会や、指定管理者や社会福祉協議会のような金銭的に町が制御可能な外郭団体の総会や事業報告会や、ゴミ処理や後期高齢者の運営団体のような、実質的には行政執行の会議となっているにもかかわらず、何も住民に公開されていない会議である。</p> <p>これらは、「附属機関」にも該当せず審議会でもないのに、この規定では公開は必要ないことになるが、絶対公開すべき会議であると思う。加えて、これらは町の情報公開制度条例が適用されない団体であり、運営がいわばブラックボックス化されているのである。制度設計が難しいのかもしれないが、ぜひ、範囲を広げて、住民との情報の共有を前に進めて欲しい。</p>	<p>町が出資する法人については、情報公開条例において、その管理する文書の公開についての努力義務が定められています。</p> <p>また、指定管理者も情報公開条例の趣旨に即して、その指定管理業務に関する文書の公開に関して必要な措置を講ずるよう努める義務があります。</p> <p>一方、町（実施機関）に対しては、出資法人や指定管理者に対する文書公開の指導又は助言の努力義務が規定されています。</p> <p>後期高齢者医療広域連合は、地方自治法に規定する特別地方公共団体なので、別に情報公開条例を定めており、その中で文書公開に関して規定しています。</p> <p>ご指摘のとおり、こうした組織や機関は、今回制定しようとする規則の対象には該当しませんが、既述のとおり文書の公開については可能なものがありますので、引き続き情報公開制度の適正な運用に努めたいと考えます。</p>
<p>【第4条】 前条の規定にかかわらず、法令又は条例等に特段の定めがある場合は、審議会等の会議は、非公開とする。</p> <p>2 審議会等は、議事が寒川町情報公開条例（平成11年寒川町条例第24号。以下「条例」という。）第5条各号に該当する情報を含むものである場合は、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。</p> <p>【第5条】 審議会等は、会議の公開又は非公開の別にかかわらず、次に掲げる事項について、広報への掲載、町ホームページへの掲載及び町施設への会議開催のお知らせ（第1号様式）の掲示により、原則として開催日の2週間前までに公表するものとする。ただし、緊急に審議会等の会議が開催され、事前に公表することができないときは、この限りでない。</p> <p>－ 第2項省略 －</p> <p>3 第1項ただし書の規定により会議の開催について事前に公表しなかった場合は、事後においてその理由を公表するものとし、その方法は広報への掲載、町ホームページへの掲載及び前項に規定する町施設への会議開催の事前</p>	2	<p>議会も自治基本条例を守る義務があることに「条例上」なっているが、議会の主催する会議には、この規定が適用されないようである。議会運営委員会、全員協議会などに公開義務を課している議会が、神奈川県にもあるが、寒川町議会は行っていない。</p> <p>もし、議会を適用除外するなら、行政は自治基本条例で規定し、議会は別に議会基本条例などで規定するしかない。私は、立法と行政を一本にした条例（政府と衆議院の両方を縛る法律のようなもの）は本来おかしいと思っているが、自治基本条例を「憲法」と言うなら、憲法らしく、全ての既存条例・計画を自治基本条例に沿って早急に見直すなど大幅な見直しが必要になる。</p>	<p>今回制定しようとする審議会等の会議の公開に関する規則は、町長部局における附属機関や町政に町民や有識者等の意見を反映させる目的で設置される協議会、委員会等の会議について適用されるものです。他の執行機関における附属機関等の会議については、各執行機関において、この規則に準ずる規程を設ける必要があります。</p> <p>議会は執行機関ではありませんが、自治基本条例の適用を受けます。しかしながら、その会議の公開については寒川町議会会議規則や同傍聴規則、同委員会条例などに規定されています。議会に設置される会議の公開に関しては、自治基本条例の趣旨に照らして議会が判断した結果必要があれば、ご意見にあるとおり規則などの見直しが行われるものと考えます。</p>
<p>【第4条】 前条の規定にかかわらず、法令又は条例等に特段の定めがある場合は、審議会等の会議は、非公開とする。</p> <p>2 審議会等は、議事が寒川町情報公開条例（平成11年寒川町条例第24号。以下「条例」という。）第5条各号に該当する情報を含むものである場合は、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。</p> <p>【第5条】 審議会等は、会議の公開又は非公開の別にかかわらず、次に掲げる事項について、広報への掲載、町ホームページへの掲載及び町施設への会議開催のお知らせ（第1号様式）の掲示により、原則として開催日の2週間前までに公表するものとする。ただし、緊急に審議会等の会議が開催され、事前に公表することができないときは、この限りでない。</p> <p>－ 第2項省略 －</p> <p>3 第1項ただし書の規定により会議の開催について事前に公表しなかった場合は、事後においてその理由を公表するものとし、その方法は広報への掲載、町ホームページへの掲載及び前項に規定する町施設への会議開催の事前</p>	3	<p>非公開にする場合の手続き（第4条）の解説（6ページ）に、「自治基本条例の趣旨に合致しているかどうか考慮し、非公開について判断することになります」、「非公開とする具体的な理由を明らかにする必要がある」とあるが、一体、だれが判断し、誰が明らかにするのであるのか？</p> <p>判断が間違っている場合、誰かが指摘し、是正するのであるのか？ 情報公開制度運営審議会に報告して判断を仰ぐのであるのか？ ここを不明確なままにしておく、公開しない抜け道が多くなると思う。公開しなかった理由を公表する規定（第5条3項）もあるが、「その理由が理由になっていない」場合も同じ問題が生じる。</p>	<p>第4条は、会議を非公開とする場合について定めていますが、解説の「自治基本条例の趣旨に合致しているかどうか考慮し」というのは、非公開と定めている条例等が町の条例や規則である場合に、その審議会等の性格等が自治基本条例の趣旨に照らして、非公開とするのが妥当なのかどうか考慮するということです。</p> <p>非公開の判断については、審議会等に諮問する議事の内容をあらかじめ承知している事務局において行い、公表するのが適当と考えます。</p> <p>非公開とする場合は、第5条第1項に定めるとおり会議開催の事前公表において、非公開の理由を明らかにする必要があります。この規則の運用状況は、第9条に規定されているとおり公表され、また、まちづくり推進会議にも報告しますので、会議の性格上公開されるべき審議会が公開されていない場合は、そこで町民の審判を受けることとなります。</p>

規則（案）	意見 番号	意見	町の考え方
<p>【第6条】 審議会等は、あらかじめ定める人数（第3項において「定員」という。）の範囲内において、当該会議の傍聴を認めるものとする。 2 会議を開催する日時は、傍聴者が傍聴しやすいよう配慮して定めるものとする。 3 傍聴は、当日の指定された時間までに受け付けるものとし、申込者が定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定する。 4 傍聴者は、次に掲げる遵守事項を守り、審議会等の長の指示に従って、静穏に傍聴しなければならない。 (1) 傍聴者記名票（第3号様式）を提出する。 (2) 議事に対して発言、挙手、拍手等の行為をしない。 (3) 飲食又は喫煙をしない。 (4) はちまき、たすき等の示威的行為をしない。 (5) 会議の様子を撮影又は録音しない。ただし、審議会等の長の許可を得た場合は、この限りでない。 (6) その他会議の妨害となる行為、又は他人に迷惑を及ぼす行為をしない。 5 審議会等の長は、会場の秩序維持のため必要と認める場合には、傍聴者に退席を命ずることができる。</p>	4	<p>第1項の「あらかじめ定める人数（定員）」の決定者及び決定方法を細則で明示しておいて貰いたい。 第2項の「会議を開催する日時の決定要件」を構成委員側の犠牲的協力のことも考慮して、次のようにされたい。 「・・・、傍聴者が傍聴しやすいよう出来るだけ配慮して定めるものとする。」 第4項1号の「傍聴者記名票（3号様式）」の住所欄の※は不要と思います。その理由は、町自治基本条例第3号で定義付けられている「町民」の識別が出来るからです。 勿論「個人情報保護」の厳正管理は言うまでもありません。 尚、「町民」以外の町との利害関係者の傍聴申し込みは如何するのか、規定しておいた方が良いでしょう。</p>	<p>あらかじめ定める人数（定員）の決定については、審議会等の委員数と会議場の広さとの関係を勘案しながら、事務局において行うのが適当と考えます。細則の制定については現時点で考えていません。 会議を開催する日時については、より多くの町民に関心をもってもらえるように夜間や土日曜日も含めて傍聴希望者が来やすい日時に配慮することを狙いとしていますので、案のとおりとします。 傍聴者記名票の住所欄の※は、不必要な個人情報の収集を避けるために用いているものです。自治基本条例に定める「町民」は在住、在勤、在学のいずれかが要件なので、住所欄に書く住所によって自治基本条例上の「町民」であるか否かは判断できません。実質的には誰でも傍聴可能です。したがって、住所欄への記載については差し支えない範囲でお願いするという意味を明示するために、※を付しているものです。 町との利害関係者かどうかということについては、傍聴受付の段階で判断することは困難です。予定される議事内容に町の情報公開条例に定める「非公開情報」が含まれる場合は、会議の全部または一部が非公開になることで対応できると考えます。</p>
<p>【第8条】 審議会等は、会議の公開又は非公開の別にかかわらず、会議終了後、速やかに次に掲げる事項を記載した議事録（第4号様式）を作成するものとする。 (1) 会議名 (2) 開催日時 (3) 開催場所 (4) 出席者名、欠席者名及び傍聴者数 (5) 議題 (6) 決定事項 (7) 公開又は非公開の別及び非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む） (8) 議事の経過 (9) 配付資料 2 議事録の確定は、各審議会等において会議毎に指名される議事録承認委員による承認によるものとする。 一 第3項、第4項省略 一</p>	5	<p>第1項の「議事録（第4号様式）の項目欄」の配列は、次の様に一部変更された方が、実務的だと思います。 （会議名）、（開催日時・開催形態）、（開催場所）、（出席者）、（議題）、（議事の経過）、（決定事項）、（提出資料）、（議事録承認委員及び議事録確定年月日） 尚、「発言者名の明記」の是非については、個人情報保護との関係も考慮して決定されたい。 第2項の「議事録承認委員」の定数基準の規定化が必要だと思います。例えば、議事録の早期確定の為に委員定数の2名とか。 ※根拠・・・正副長に一任の場合を考慮して。</p>	<p>議事録の項目欄についてですが、審議会等によっては議事の経過が非常に長くなる場合も想定されます。「議題」と「決定事項」を続けて配列することで、会議のテーマと結論を一括して記載できるということから、案のような配列にしています。実務上は、先に「議事の経過」欄を作成し後から「決定事項」欄を作成すれば問題がないので、案のとおりとします。 「発言者名の明記」については意見番号6の回答をご参照下さい。 「議事録承認委員」の定数について基準を設ける考えはありません。審議会等の実情に応じて決めることとなります。議事録確定の迅速性は委員の人数よりも内容確認の手法によるところが大きいので、できる限り早期の確定に努めます。</p>
	6	<p>議事録には、発言者の名前を載せるべきだと思う。公募委員は反対しないが、当て職の委員は往々にして反対する様子である。理由は分からないが、委員の資質の問題ではないかと思う。できれば、委員になる人にはあらかじめ小さなレクチャーを行ない、委員としての自覚とテーマに関する関心を高める規定を、ぜひ入れ込んでいただきたいと思う。そうしないと、意味のない議論が多くなり、審議会が有名無実化する。</p>	<p>会議を公開することの意味は、審議会等の会議において何が議論されているのかを明らかにするとともに、委員の発言にも責任を持ってもらうということがあります。 名前が出ると自由な発言ができないという意見を聞きますが、町民の信託に基づいて公的な委嘱をされ報酬や謝礼を受ける公的委員として発言に責任を持つことは当然の責務と考えますので、発言者の名前は公表されるべきと考えます。 個人情報保護との関係ですが、発言内容の中に個人を特定できる内容があれば、その部分は非公開ですが、発言者自身については公的立場での発言なので、個人情報の扱いにはなりません。 委員の資質の問題については、言及する立場ではありません。 審議会等の有名無実化については、会議が公開され、議事録が公開される中で、町民からそう判断されれば、その審議会の廃止について検討せざるをえないと考えます。</p>